

京都市告示第365号

平成30年3月30日京都市告示第661号及び平成30年7月3日京都市告示第176号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます。

平成30年10月22日

京都市長 門川 大作

（平成30年3月30日京都市告示第661号）

	氏名又は名称	住所	変更内容	変更前	変更後	変更期間
1	株式会社 ツルハ	北海道札幌 市東区北二 十四条東2 0丁目1- 21	取扱店舗の 追加	—	株式会社ツ ルハ ツル ハドラッグ 四条高倉店 京都市下京 区四条通高 倉西入立売 西町71	平成30年 9月28日 から 平成31年 3月31日 まで
2	株式会社 セルフイー 下鴨	京都市左京 区下鴨貴船 町62	取扱中止に より削除	—	—	—
3	ショップ香 住屋	京都市伏見 区深草フチ 町2-20	取扱中止に より削除	—	—	—

（平成30年7月3日京都市告示第176号）

	氏名又は名称	住所	変更内容	変更前	変更後	変更期間
1	株式会社 リッチツリー	京都市右京 区太秦安井 西沢町2番 地7	取扱中止に より削除	—	—	—

（環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課）